

県立内原特別支援学校 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

本ガイドラインは、本校が取るべき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方」、「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策」、「登下校」、「学習指導」、「学校給食」、「学校行事」、「放課後等サービス事業所等との連携」、「教職員の勤務における留意点」についての基本的な方針です。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により必要に応じて改訂します。

(改訂部分を~~~~~で示します。)

令和5年1月25日 改訂

県立内原特別支援学校 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

(1) 基本的な感染対策の継続

- ◇ 3つの密（密閉・密集・密接）を避ける、人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用、手洗いなどの手指衛生などを行う。

(2) 子どもの健やかな学びの保障

- ◇ 地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続する。

2 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

(1) 手洗い（別紙1参照）

- ◇ 流水と石けんでの手洗いを基本とする。（※洗面所等への石けんの確保を徹底する）
※外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後、掃除の後、共有のものを触った時、鼻をかんだ時等、こまめに行う。
- ◇ 特に、手洗いが難しい幼児児童生徒（以下「児童等」という）には、アルコールを含んだ手指消毒液（ワンプッシュ 3ml 程度の量が必要）を使用する。（アルコールを含んだ手指消毒液を使用し十分な殺菌効果を得るためには70%の濃度が必要）
※児童等がアルコール手指消毒液を誤飲することがないように設置場所について留意する。
- ◇ 一人で手洗いや手指消毒液を使用することが難しい児童等に対しては、教職員が使い捨て手袋を使用して消毒液を擦り込むとよい。
- ◇ 授業前後等の手洗いの時間を確保するため、必要に応じて授業時間をずらすなど、学校の実情に応じてトイレや手洗い場が密集しないよう工夫する。
- ◇ 手洗いや手指消毒を頻回に行うため、必要に応じて保湿用の処方薬を預かる。（要服薬依頼書）
- ◇ 教職員や学校に出入りする関係者にも、手洗い及び手指消毒等を徹底する。

(2) マスクの着用

ア 基本的な考え方

区分	基本的な考え方	備考
屋外	季節を問わず、マスクの着用は原則不要	人との距離(目安2m)が保てず、会話する場合は着用を推奨
屋内	距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクの着用を推奨	人との距離(目安2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は不要

- ・活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応する。
- ・児童等への指導に当たっては、身体的距離の確保に努め、児童等の障害の状態等を踏まえ、必要に応じてマスクを着用する。その場合、本人や保護者と十分に合意形成を図る。
- ・マスクの着用が必要な場面で、マスクの着用が難しい児童等に対しては、保護者と相談の上、

個人所有のハンカチやタオルで唾液を拭き取る、くしゃみの時に口を覆う等の対応をできる範囲で行う。使用後のハンカチやタオルの取扱いにも十分注意する。

- ・マスクを外したり破棄したりする際には、取扱いに留意する。
- ・児童等の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用も検討する。
- ・マスクの着用については、児童等の感染不安等の意見に配慮を行った上で、活動場所や活場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう取り組む。
- ・なお、以下の場面において、児童等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことを踏まえ、様々な理由からマスクの着用を希望する児童等に対しても適切に配慮するとともに、熱中症リスクが高い夏場においては、児童等の体調の変化に十分注意する。

イ マスクを着用する必要がない場合

(ア) 十分な身体的距離が確保できる場合

屋外：①人との身体的距離が確保できる場合

②人との身体的距離が確保できない場合であっても会話をほとんど行わない場合

屋内：人との身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合

(イ) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日(熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合)

- ・マスクを外す際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることから、熱中症対策を優先する。
- ・児童等本人が暑さ等で息苦しいと感じた時は、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。

(ウ) 運動時

- ・運動時は、原則、マスクの着用は必要ない。

(エ) 登下校時

- ・徒歩や自転車の場合は、原則、マスクの着用は必要ない。特に、熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時にマスクを外すよう指導する。
- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策を行う。

【参考】フェイスシールド・マウスシールドの活用について

- ・フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。
- ・例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

【「文科省衛生管理マニュアル Ver. 8」 p. 41】

(3) 換気

- ◇ 気候上可能な限り、常時換気を行う。(※廊下側と窓側を対角に開けると効率的に換気ができる。窓を開ける幅は 10 cmから 20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫をする。廊下の窓を開けることも必要である。)
- ◇ 常時換気が難しい場合は、こまめに（30 分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに）数分間程度、窓を全開にする。
- ◇ 窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いる等の対応をとる。
- ◇ 体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ◇ 換気により暑さ指数（WBGT）が上昇する場合には、温度のみにとらわれず適切に冷房設備を使用し、熱中症対策にも留意する。
- ◇ 冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、徹底して換気に取り組む。
- ◇ 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童等の校内での保温、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(4) 清掃・消毒

- ◇ ドアノブ、手すり、水道蛇口、スイッチなどの多くの児童生徒が触れる箇所については、家庭用洗剤（マイペット等）を用いて1日に1回消毒を行う。（ウイルスの生存期間は24～72時間程度であるため週末は通常の清掃のみとする。）
- ◇ 児童生徒が共有して使用する教材・教具、用具等は、使用するごとに消毒する。
- ◇ 消毒の際には換気を十分に行う。
- ◇ 下表の消毒担当となっている教室等を中心に消毒を行う。必ず1人で1箇所を消毒する必要はなく、複数名で複数箇所を協力して実施してもよい。ただし、トイレの担当となっている職員はトイレの消毒後に他の場所を消毒しない。
- ◇ 多目的トイレは使用毎に必ず消毒する。

準備物 家庭用洗剤、消毒液用雑巾1人1枚、ペーパータオル（トイレ担当）

<消毒方法>

- ① マスクを着用し、窓を開け換気をする。
- ② ドアノブ、手すり、スイッチを各教室に配付されている家庭用洗剤を用い、雑巾で拭く。
- ③ 使用済み雑巾は各部・学年ごとに洗濯し保管する。

※家庭用洗剤については、保健室で詰め替え液を補充する。

※エレベーターには直接家庭用洗剤を吹きかけず、雑巾に家庭用洗剤を吹きかけて拭く。

※トイレはペーパータオルを使用する。

表 通常登校時の消毒担当(令和4年度)

A棟	小1-1		C棟 1階	中3-1	
	小1-2			中3-2	
	小1-3			昇降口	
	小1-4			1階廊下	
	多目的室			1階女子トイレ①	
	西トイレ			1階男子トイレ①	
	東トイレ			1階多目的トイレ	
	A棟廊下～渡り廊下			多目的室1	
	A棟昇降口			多目的室2	
	保健室・第2保健室			エレベーター	
	会議室・事務室			小5-1	
	玄関			小5-2	
	職員男子トイレ			小6-1	
	職員女子トイレ			小6-2	
B棟 1階	小2-1		C棟 2階	階段手摺(A棟・中央)	
	小2-2			2階女子トイレ②	
	小3-1			2階男子トイレ②	
	小3-2			2階多目的トイレ	
	1階女子トイレ			中1-1	
	1階男子トイレ			中1-2	
	B棟1階廊下			中2-1	
	B棟昇降口			男子更衣室	
	多目的トイレ			女子更衣室	
B棟 2階	小4-1		C棟 その他	高1-1	
	小4-2			高1-2	
	小4-3			高2-1	
	2階女子トイレ			2階女子トイレ③	
	2階男子トイレ			2階男子トイレ③	
	B棟2階廊下			2階廊下	
	B棟東西階段手摺			シャワー室	使用ごと
	エレベーター			相談室	使用ごと
	パソコン室兼相談室	使用ごと		厨房	配膳室・厨房
その他 トイレ	体育館トイレ	使用した部 で消毒	特別 教室	体育館	
	プレイルームトイレ			プレイルーム ワーキングルーム 図書室 調理室1・調理室2	
※SSSによる消毒はドアノブ・スイッチのみ。 ※廊下担当者は廊下にある手摺、ドアノブ、スイッチ、水道蛇口等を消毒する。					

(5) 健康管理

ア 児童生徒の健康観察

- ◇ 家庭で毎朝検温・健康観察をし、連絡帳に記入するよう依頼する。
- ◇ 発熱等の風邪症状が見られる児童生徒及び教職員は、自宅で休養することを徹底する。
- ◇ 同居の家族に風邪症状が見られる場合にも自宅で休養することとする。
- ◇ マスク着用により顔色や唇の色が確認しにくいいため、児童生徒の様子をよく確認し、体調の変化に留意する。
- ◇ 登校時、昇降口にサーマルカメラを準備し、検温を行う。
- ◇ 昇降口で 37.5℃以上の場合には教室には入れず、直接応接室に向かうよう促し、再度検温する。
- ◇ 昇降口で 37.2℃以上 37.5℃未満の場合は、1時間ごとに検温をし、37.5℃以上に上がった場合は応接室で対応する。(別表1 体温記録表使用)
- ◇ 入室前に必ずアルコールでの手指消毒を行う。
- ◇ 教室入室後は健康観察を行い「健康チェック表」に記入する。(別表2 健康チェック表使用)

イ 体調不良の児童生徒の対応

- ◇ 発熱 (37.5℃以上) の風邪症状がみられる場合は、保護者に連絡し、早退を促すとともに症状がなくなるまで自宅で休養することを徹底する。必要に応じて受診を勧め受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ◇ 発熱時の隔離場所は応接室とする。隔離時の児童生徒の看護は最低限の人数で行う。
- ◇ 児童生徒の早退後、看護を行った職員は定期的に検温し記録する。(別表1 体温記録表使用) 体調の変化がみられた場合は管理職に報告する。
- ◇ 隔離時に使用した部屋 (応接室) は使用後に養護教諭又は看護した職員が消毒を行う。

(6) その他の対応

- ◇ 地域の感染状況に応じて、学校医等に相談の上、以下の事項の実施の必要性について検討する。
 - ①排泄介助 (おむつ交換等) の際には、使い捨て手袋に加え、フェイスシールド (又はマスクとアイシールド)、必要に応じて使い捨てエプロンやガウンを着用する。
 - ②床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液 (0.1%) 等で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。
- ※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒液の噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わない。

(7) 出席の判断

ア 感染が疑われる場合

- ・PCR検査等を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。

イ 感染者が出た場合

(ア) 有症状患者の場合

- ・発症日から7日間を経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から登校を可能とする。

- ・ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認やマスクを着用すること等の自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該児童等に協力を求める。

(イ) 無症状患者の場合

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に登校を可能とする。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に登校を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認やマスクを着用すること等の自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該児童等に協力を求める。
- ・学校は、感染者の校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学級・学年や部、又は学校全体の臨時休業措置をとる場合は、県教育委員会と協議する。
- ・学校薬剤師等と連携し、校内の消毒を十分に行う。
- ・学校全体の健康観察を徹底する。

ウ 濃厚接触者が出た場合

- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日(感染者との最終接触等)から5日間(6日目解除)とする。
- ・ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校を可能とする。
- ・いずれの場合であっても7日間が経過するまでは、検温などの健康状態の確認やマスクを着用すること等の感染対策について、保護者及び当該児童等に協力を求める。
- ・濃厚接触者と接触したと思われる児童等の健康観察を徹底する。

<参考>「濃厚接触者」とは

○感染者と同居あるいは長時間の接触があった者

○手で触れることが可能な距離(目安として1メートル以内で15分以上)で感染予防なしで感染者と接触があった者(感染者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断)

エ その他

- ・本人や同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときに、登校せずに自宅で休養する場合は、指導要録上は「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ・重症化するリスクが高い、感染症への不安がある等の理由により登校できない児童等(及び、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がないなどの合理的な理由があると校長が判断する場合)については、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」(非常変災等児童等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数)として、柔軟に判断する。

(8) 心のケア

- ア 養護教諭は教職員に対し、心のケアに関する健康観察のポイントについて周知する。
- イ 担任等は児童生徒の健康観察や連絡帳を通して保護者からの生活習慣等の情報を得る。
- ウ 校長は必要に応じて校内保健委員会を開き、児童生徒の心の健康状態と今後の対応について関係職員で協議する。(図1)
- エ 校内保健委員会委員の構成は、校長、教頭、事務長、教務主任、部主事、保健主事、該当担任、養護教諭、(支援部長)、(SB係長)とする。 ※ () は状況によって出席。
- オ 校長は、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関に協力を依頼する。

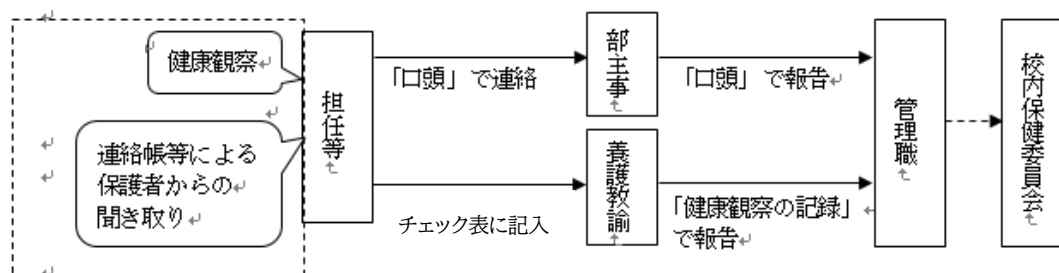


図1 健康観察から校内保健委員会までの流れ

3 登下校

(1) スクールバス利用に関すること

- ア 登校便乗車時に、介助人が健康状態を確認してから乗車する。
- イ スクールバス車内では、可能な限りマスクを着用するよう児童生徒へ指導し、家庭への協力を求める。
- ウ スクールバス運行会社及び乗務員との連絡調整・連携を十分に行い、車内の感染症対策について共通理解を図るとともに、毎日の児童生徒の健康状態の確認及び情報の共有に努める。
- エ 分散登校の期間は、運行日に必ず教職員による添乗指導を行い、乗車する児童生徒を把握するとともに、健康観察状態の確認をし、健康観察表に記入する。
- オ スクールバス停留所までの自主通学生については、自宅を出る前に検温、健康チェックを行うよう指導し、あわせて家庭への協力を依頼する。

(2) その他

- ア 下校前に、検温・健康観察を行い、手指消毒等をする。(別表3 下校前体温記録表利用)
- イ 下校の際に各棟の昇降口が密になる状況がみられた場合は、教室を出る時刻をずらすなどの配慮をする。
- ウ 感染のリスク回避及び登校への不安がある場合には、家庭と相談をし、通学方法の変更について柔軟に対応する。
- エ 徒歩・自転車の場合は、原則、マスクの着用は必要ない。

4 授業

(1) 基本的な考え方

- ◇ 感染症対策を講じた上で、学習指導要領において示している学習活動を、可能な限り実施する。
- ◇ 3密（密閉、密集、密接）と「大声」を避け、咳エチケット、こまめな換気等の感染症対策を徹底して実施する。
- ◇ 手洗いや咳エチケット等の感染症対策の必要性や具体的な方法等について、児童等の実態に応じた指導を行う。
- ◇ 児童等同士の距離を十分に保つように座席を配置し、可能な限り児童等同士の接触を避けるなどの配慮をする。
- ◇ 特に、児童等と近距離又は身体に接触して指導する必要がある場合には、必ず指導前後に手洗い（手指消毒）をするとともに、マスクを着用して指導する。また、児童等の実態や指導内容によっては、アイシールド、フェイスシールド、透明アクリル板等を併用して対応する。マスク着用せずに、フェイスシールドやマウスシールドのみで指導する必要がある場合には、身体的距離を十分にとる。
- ◇ 可能な限り教材・教具は個別に用意する。共有する場合には、使用前後に必ず消毒し、手洗いをを行う。
- ◇ 体育などで運動する際には、マスクを外し、人との距離を2メートル以上確保して実施する。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。（P 2 参照）
- ◇ 学習活動において更衣が必要な場合には、3密を避けた環境となるよう時間や場所を工夫する。
- ◇ 全ての学習活動に感染症対策が伴うことや臨時休業中の家庭学習の状況等を踏まえ、柔軟に指導計画や指導内容・方法等を工夫する。
 - ・通常の授業においても、ICT を効果的に活用し、学年・学級を超えた授業や交流及び共同学習をはじめ、登校に不安のある児童等への支援等に同時双方向型オンライン授業を取り入れるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた指導・支援体制を一層強化するとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを継続的に保障するため、関係職員が連携・協力し、今後の教育活動をさらに充実できるように、積極的な取り組みを行う。

(2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導について

- ◇ 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童等に対しては、学習に著しい遅れが生じることをないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童等との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、児童等の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- ◇ 一定の期間、児童等がやむを得ず学校に登校できない場合などには、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、指導計画等を踏まえた教師による学習指導を行う。
- ◇ 学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童等の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環

境を活用したりして指導する。

また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにする。

さらに、課題を配信する際には、児童等の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休むなどして、学習内容が定着していない児童等には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- ◇ 学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大時に対応できるように、授業の動画配信、双方向型オンライン学習など、児童等がICTを活用して家庭学習に取り組めるように教材の作成等に努める。

5 学校行事

- ◇ 3密を避けた実施方法や内容、感染状況を踏まえた実施時期等について十分に検討し、感染症対策を徹底した上で、学校行事を計画・実施する。
- ◇ 修学旅行における感染症対策については、学校における感染症対策のほかに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（令和2年6月3日公表、同23日第2版）等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して学校の実情に応じて実施する。（遠足、宿泊学習等も同様）

6 学校給食

(1) 給食の時間の留意事項について

ア 準備

- ◇ 適切な換気の確保を行う。
- ◇ 配膳及び後片付け等においては、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、食品衛生上の危害の発生を防止するものであるため、必ずマスクを着用する。
- ◇ 給食前には、必ず流水と石けんでの手洗いを行う。
- ◇ 着席後に、手指の消毒を行う。
- ◇ アルコールを含んだ消毒液で配膳テーブルや机を拭く。
- ◇ 配膳前に給食の配膳を行う教職員や給食当番は健康観察を行い、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある場合には、配膳担当を代える。
- ◇ 配膳を行う教職員は、衛生的な服装を徹底する。（エプロン、三角巾、マスクの着用）
- ◇ トレイに乗せられた一人分の食事を受け取る時は、会話をせずに、可能な限り間隔を空けて一人ずつ順番に受け取る。
- ◇ おかずや汁物の盛り付けは教職員が行う。
- ◇ 盛り付けの際は、同じトング等の使い回しをしないよう担当者を決める。

イ 会食時

- ◇ 会食時は、十分な間隔を空けるなどの座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控える。
- ◇ 会食中は、マスクを外しているため、机上に個人のティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ◇ 児童生徒の食事の介助をする教職員は、自身の食事をしながらの介助はせず、マスク着用に加え、必要に応じてフェイスシールドや使い捨ての手袋をするなどして、介助に専念する。
※児童生徒の実態に応じてエプロン等を着用する。

ウ 食後の後片付け等

- ◇ 食器等の後片付けを行う際には、マスクを着用し、人との間隔を十分に空けて行う。
- ◇ 片付け後は、手洗い、手指の消毒、配膳台や机の消毒を行う。
- ◇ 配膳テーブルや机等は、使い捨てペーパータオルを用いて、アルコールを含んだ消毒液で拭く。

エ 歯みがき（茨城県歯科医師会資料参照）

- ◇ 歯みがきの際は換気を十分行う。
- ◇ できる限り口を閉じて歯みがきを行うよう指導する。
- ◇ 廊下の水道を使用する際は、各クラスで連携し、混雑を避けるようにする。
- ◇ すすぎは少量の水（およそ 10ml）でブクブクうがいを 1～2 回程度とし、吐き出す際はできるだけ低い位置でゆっくりと出すように心がける。
- ◇ 歯ブラシの水洗いはできる限り児童生徒本人が実施するよう指導し、他の児童生徒の歯ブラシと接触しないよう、距離をあけて十分に乾燥させる。
- ◇ 水道の衛生を保つようにする。

7 放課後等デイサービス事業所等との連携

- ◇ 学校における感染症対策について説明し、放課後等デイサービス事業所職員にも入校前の検温、マスク着用等の協力を得る。
- ◇ 下校前には検温し、健康状態について申し送りをするとともに、発熱等の症状がある場合には、保護者の迎えまで学校で対応する。
- ◇ 児童等の実態に応じた手洗いや咳エチケット等の感染症対策への指導・支援方法等についての情報を共有し、共通理解を図る。

8 教職員の勤務における留意点

- ◇ 教職員においては、児童等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないようにするために、原則マスクを着用する。
- ◇ 毎朝の検温や風邪症状などの健康管理に取り組むとともに、同居家族に風邪症状が見られる場合にも自宅で休養する。（※新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱い等については、令和 3 年 10 月 12 日付け教総第 534 号によるものとする。）
- ◇ 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、特別教室や空き教室等を活用して職員が

校内で分散勤務することも検討する。

- ◇ 職員会議等を行う際には、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムなどで実施する。
- ◇ 風邪症状等の教職員が休暇を取りやすい職場環境を整えるとともに、出勤できない教職員が多数生じた場合を想定した指導體制等を検討する。

9 新型コロナワクチンに関する留意点

- ◇ 予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきであり、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導するとともに、保護者に対しても理解を求める。
- ◇ 何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要があるときには、情報を把握する目的を明確にするとともに、本人や保護者の同意を得る。
- ◇ 予防接種履歴は他の児童等に知られることのないような把握の方法を工夫するなど、個人情報としての取扱いに十分に留意して把握する。
- ◇ 教職員の健康と安全を確保し、教職員から児童等への感染拡大を防ぐ観点から、教職員が接種を希望する場合は、接種しやすい職場環境を整備するとともに、休暇等の取扱いに留意する。
(※新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱い等については、令和3年10月12日付け教総第534号によるものとする。)

- 令和2年3月24日付元文科初第1780号
令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）
- 令和2年5月1日付2文科初第222号
新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）
- 令和2年5月21日付事務連絡
新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）
- 令和2年5月21日付事務連絡
学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について
- 令和2年5月22日付事務連絡
今年度における学校の水泳授業の取扱いについて
- 令和2年5月22日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）
- 令和2年5月31日改訂
県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」
- 令和2年6月16日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）
- 令和2年6月19日付2文科初第451号
特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）
- 令和2年6月19日付事務連絡
医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について
- 令和2年8月6日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6Ver.3）
- 令和2年9月3日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3Ver.4）
- 令和2年10月31日改訂
県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」
- 令和2年12月3日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）
- 令和2年12月8日付2文科初第1327号
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
- 令和3年4月28日付事務連絡
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）

○令和3年5月14日付事務連絡

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）の一部追記について

○令和3年5月28日付事務連絡

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6）の一部修正について

○令和3年5月31日改訂

県立内原特別支援学校版「学校再開ガイドライン等」

○令和3年6月10日付特教第329号

「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

○令和3年8月27日 文部科学省健康教育・食育課事務連絡

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナの感染が確認された場合の対応ガイドライン」

○令和3年9月17日改訂

「県立内原特別支援学校「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

○令和3年11月25日 事務連絡

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について

○令和3年12月14日付特教第993号

「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

○令和4年3月30日付特教第1441号

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン
のオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」

○令和4年1月31日付け事務連絡

『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について

○令和4年3月17日付け事務連絡

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに
積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について

○令和4年4月1日 事務連絡

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について

○令和4年7月25日付け事務連絡

濃厚接触者の待機期間の見直し等について

○令和4年9月7日付け事務連絡

新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス
感染症対策の基本的対処方針」の変更について

○令和4年11月29日 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について